R5.10

■ 別表第1

大分家庭裁判所

種別	事件名	郵便切手	内　　訳
後見・保佐・補助	開始(後見)	3630円	500×4　100×6　84×10　50×1　10×10　5×5　2×5　1×5
	開始(保佐・補助)	4730円	500×6　100×7　84×10　50×1　10×10　5×5　2×5　1×5
	選任(信託以外)	2411円	500×3　100×1　84×7　50×3　10×5　5×2　2×5　1×3
	辞任	2193円	500×3　100×1　84×5　50×1　10×10　5×2　2×5　1×3
	辞任・選任	3527円	500×5　100×2　84×6　50×4　10×10　5×2　2×5　1×3
不在者財産管理	不在者財産管理人選任	950円	84×10　10×10　1×10
	権限外行為許可	94円	84×1 10×1
	報酬付与	84円	84×1
失踪宣告	失踪宣告	3064円	500×2　140×4　100×1　84×16　10×6
	失踪宣告の取消し	3064円	500×2　140×4　100×1　84×16　10×6 ※失踪宣告した裁判所以外への申立ては、990円分と84円を追加
親子	子の氏の変更許可	84円	84×1
	養子縁組許可	836円	84×9　10×8
	死後離縁許可	1708円	500×2　100×1　84×7　10×2
	特別養子適格の確認	5383円	500×8　100×2　84×12　10×12　5×8　2×5　1×5
	特別養子縁組の成立	4383円	500×6　100×2　84×12　10×12　5×8　2×5　1×5
親権	特別代理人選任 (親権者と未成年者の利益相反の場合)	890円	84×10　10×5 ※未成年者が2名以上となる申立ては、増えた子の数に応じて、84円を5枚追加
相続の承認・放棄	相続の承認・放棄の期間伸長	262円	84×3　10×1
	限定承認申述受理	470円	(申述人1名につき) 84×5　10×5
	相続放棄申述受理	262円	(申述人1名につき) 84×3　10×1
相続人の不存在	相続財産清算人選任	560円	84×6　10×5　1×6
	権限外行為許可	94円	84×1　10×1
	報酬付与	84円	84×1
	相続人捜索の公告	84円	84×1
	特別縁故者に対する相続財産の分与	1204円	500×2　100×1　84×1　10×2
遺言	遺言の確認	1876円	500×2　100×1　84×9　10×2
	遺言書の検認		84×(相続人＋受遺者＋2)
	遺言執行者の選任	504円	84×6
遺留分	遺留分放棄許可	430円	84×5　10×1
戸籍法	氏の変更許可	1372円	500×2　100×1　84×3　10×2 ※夫婦共同での申立ては、1194円分を1組追加
	名の変更許可	262円	84×3　10×1 ※事案によっては、1194円分を1組追加
	就籍許可	3431円	500×2　100×20　84×4　10×5　5×1　2×20
	戸籍訂正許可	2084円	500×2　100×1　84×11　10×6
性別	性別の取扱いの変更	1382円	500×2　100×1　84×3　10×3

■ その他

大分家庭裁判所

種別	事件名	郵便切手	内　　訳
調停	遺産分割以外の調停	586円	140×1　84×4　50×1　20×1　10×4 ※当事者双方において協議済み（合意見込み）の親権者変更調停については、 1412円（500×2　140×1　100×1　84×3　10×2　5×1）
	遺産分割		●相続人3名まで 100×2×相手方数　84×10　20×10　10×10　2×10　1×10 ●相続人5名まで 100×2×相手方数　84×20　20×10　10×10　2×20　1×10 ●相続人5名を超える 100×2×相手方数　84×30　20×20　10×20　2×20　1×20
その他	年金分割以外の審判	3137円	500×4　100×4　84×8　10×6　1×5
	年金分割審判	2764円	500×4　100×2　84×6　10×4　5×2
	審判前の保全処分	3137円	500×4　100×4　84×8　10×6　1×5
	間接強制	4117円	500×6　100×3　84×8　50×1　10×9　1×5
	人事訴訟	6395円	500×8　100×8　84×5　50×10　20×20　10×20　5×5　2×20　1×10 ※当事者が1名増すごとに各切手を2枚ずつ追加
	保全命令事件		●不動産仮差押え 1204×1　564×1　574×1 （速達希望の場合、260円を追加） ※登記所1か所増すごとに564円、574円を追加 （速達希望の場合、260円を追加） ※滞納処分庁による差押登記がある場合、滞納処分庁1か所につき84円を追加 ●債権仮差押え 1204×1　1250×1 （陳述催告ありの場合、564円、84円を追加）（速達希望の場合、260円を追加） ※債務者1名増すごとに1250円 （陳述催告ありの場合、564円、84円を追加）（速達希望の場合、260円を追加） ●不動産処分禁止 1204×1　564×1　574×1 （速達希望の場合、260円を追加） ※登記所1か所増すごとに564円、574円を追加 （速達希望の場合、260円を追加）